

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八

号）（先議）要旨

本法律案は、法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につき登記による新たな對抗要件の制度を創設するとともに、法人がする債務者の特定していない将来債権の譲渡についても登記により對抗要件を備えることができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容には次のとおりである。

一、動産譲渡登記制度の創設

1 法人が動産を譲渡した場合において、動産譲渡登記ファイルに動産譲渡登記がされたときは、民法第百七十八条の引渡しがあつたものとみなす。

2 動産譲渡登記の存続期間は、特別の事由がある場合を除き、十年を超えることができない。

二、債権譲渡登記制度の改正

1 法人が債務者不特定の将来債権を譲渡した場合において、債権譲渡登記ファイルに債権譲渡登記がさ

れたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。

2 債務者不特定の将来債権の譲渡に関する債権譲渡登記の存続期間は、特別の事由がある場合を除き、十年を超えることができない。

三、登記事項の開示

一及び二に関する登記事項の概要は、何人に対しても開示するものとし、すべての登記事項は譲渡当事者、利害関係人及び譲渡人の使用人にも開示する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。